

(6) 教育・文化・地域部門 (K ・ B ・ C)

学校施設等の再建 (K-1)

区立学校における授業の再開 (K-2)

区内在住の小・中学校の被災児童・生徒への支援 (K-3)

文化芸術・生涯学習・スポーツ施設等の再開 (B-1)

文化財の復旧支援 (B-2)

文化活動による心のケア (B-3)

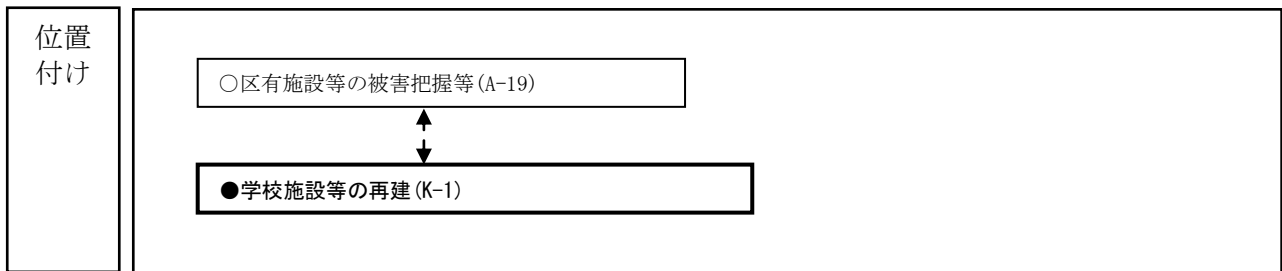
都市イメージの回復 (B-4)

町会・自治会のコミュニティ活動の支援 (C-1)

地域復興協議会への支援 (C-2)

項目	学校施設等の再建	K-1
----	-----------------	------------

校舎の補修や改修を要する箇所を点検するとともに、全面建て替えの必要性の有無、工期及び費用、学校周辺の被害状況や復旧状況等の把握を速やかに行い、再建の難易度等を考慮しつつ再建計画を作成する。



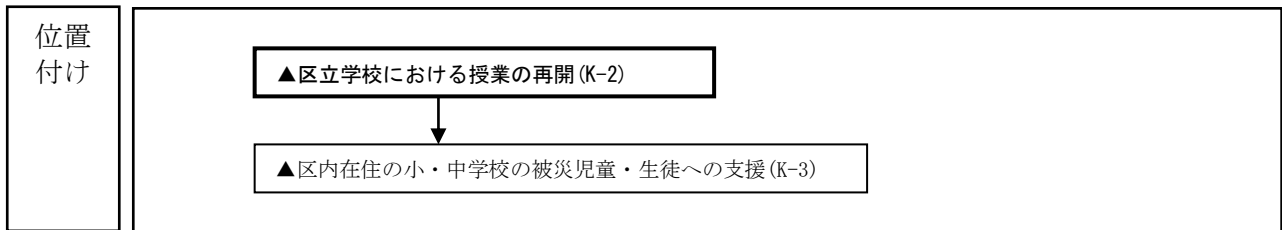
具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)学校施設等の被害把握	被災直後～	教育推進部 学務課 (施設管理部)	①学務課は、施設管理部と連携して、区立幼稚園、小・中学校等の被害状況等を把握する。【A-19】
(2)再建計画の策定	被災後1週間～3週間	教育推進部 学務課 (施設管理部)	①被害程度に応じて、施設の復旧方法や優先順位を判断する。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の被害が軽微な場合には、早期改修を計画する。 ・施設の被害が甚大な場合には、学校教育再開のスケジュールを考慮した再建計画を策定する。 ②財源の確保については、被害の程度に応じ、激甚災害法の適用を含め、国、都に助成を要請し、必要な協議を行う。
(3)再建の実施	計画策定後早期実施	教育推進部 学務課 (施設管理部)	①軽微な改修については、被害程度の確定作業等の終了後、直ちに契約手続を行い、早期に工事を実施する。 ②発注方式及び契約事項については、簡略化を図る。 ③施設の性質を考慮した結果、必要な場合には、優先的に再建事業を実施するよう、関係部課及び機関と協議する。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況を把握した段階で教育委員会を開催し、被害状況、再建計画等を報告する必要がある。なお、統廃合を行う場合は教育委員会の決定が必要である（庶務課）。 ・私立学校の施設復旧支援については、復興基金等での対応を検討する。【A-10】
------	---

事前準備	<input type="checkbox"/> 学校再建の優先順位について関係機関と検討する（学務課）。 <input type="checkbox"/> 学校再建のあり方について、防災拠点や統廃合の視点を含めて事前に検討する（学務課）。
------	---

項目	区立学校における授業の再開	K-2
----	----------------------	------------

被災者の避難所からの転居状況や応急仮設住宅の建設状況を的確に把握するとともに、幼児、児童、生徒の被災状況をみて、仮設校舎の建設や代替施設の利用の可能性、校舎の補修、改修、再建計画等を判断し、授業の早期再開を行う。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)授業の再開の決定	被災直後～1か月以内	教育推進部 庶務課	①授業再開に向けて、学校施設（園）、通学路、学用品等の被害状況を把握する。〈▶K-2a〉〈▶K-2b〉 ②各学校と協議の上、授業の再開時期のめどをつける。これに基づき学校長は、学校の実情に応じて再開時期を決定する。 ③協議の際には、学校施設の応急復旧の状況、被災校舎の立入禁止等の安全対策、通学路の安全確保対策、上水道の復旧状況、使用可能な教室数、登校可能な児童・生徒数、避難住民の意識等を考慮する。
(2)応急教育の実施	被災直後～	教育推進部 庶務課 教育指導課	①学校教育が正常に実施されるまでの間、学校施設・設備の被災状況や交通機関等の復旧状況等を考慮し、休校、他校の利用等大震災に備えて作成した応急教育計画を実施する。 応急教育の実施に当たっては、速やかに幼児・児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。 指導に当たっては健康・安全教育及び生活指導に重点を置くとともに心のケア対策にも十分留意する。
(3)仮設校舎の建設	被災直後～	教育推進部 庶務課 学務課	①教室が不足している学校が多い場合には、災害の状況をみて使用できる施設を把握し、授業再開について適切に対応していく。 ②仮設校舎の建設場所は、建設校の敷地内を原則とする。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・心のケア対策は、スクールカウンセラー、精神科医、臨床心理士等の専門家による対策を検討する（教育センター）。 ・心のケア対策に当たっては、メンタルヘルスケア【H-5】と連携する。
------	--

事前準備	□仮設校舎の建設方法について、事前に都に相談し、検討する（庶務課、学務課）。
------	--

避難所となる区立学校一覧表 (▶K-2a)

(1) 小学校

施設名	電 話	所在地
礪川小学校	3 8 1 1 - 7 2 7 6	小石川 2 - 1 3 - 2
柳町小学校	3 8 1 1 - 0 0 6 8	小石川 1 - 2 3 - 1 6
指ヶ谷小学校	3 8 1 1 - 6 0 0 5	白山 2 - 2 8 - 4
林町小学校	3 9 4 6 - 0 4 2 1	千石 2 - 3 6 - 3
明化小学校	3 9 4 4 - 0 3 6 6	千石 1 - 1 3 - 9
青柳小学校	3 9 4 7 - 2 4 7 1	大塚 5 - 4 0 - 1 8
関口台町小学校	3 9 4 7 - 2 6 3 1	関口 2 - 6 - 1
小日向台町小学校	3 9 4 7 - 2 3 7 1	小日向 2 - 3 - 8
金富小学校	3 8 1 1 - 0 0 6 6	春日 2 - 6 - 1 5
窪町小学校	3 9 4 6 - 8 2 6 1	大塚 3 - 2 - 3
大塚小学校	3 9 4 6 - 3 4 2 1	大塚 4 - 1 - 7
湯島小学校	3 8 1 3 - 6 0 6 1	湯島 2 - 2 8 - 1 4
誠之小学校	3 8 1 1 - 7 1 7 1	西片 2 - 1 4 - 6
根津小学校	3 8 2 2 - 4 7 3 1	根津 1 - 1 4 - 3
千駄木小学校	3 8 2 1 - 7 1 6 8	千駄木 5 - 4 4 - 2
汐見小学校	3 8 2 7 - 7 5 6 6	千駄木 2 - 1 9 - 2 3
昭和小学校	3 9 4 4 - 0 4 7 1	本駒込 2 - 2 8 - 3 1
駒本小学校	3 8 2 7 - 5 4 5 1	向丘 2 - 3 7 - 5
駕籠町小学校	3 9 4 4 - 1 4 7 1	本駒込 2 - 2 9 - 6
本郷小学校	3 8 1 3 - 7 5 5 1	本郷 4 - 5 - 1 5
(旧元町小学校)		本郷 1 - 1 - 1 9

(2) 中学校

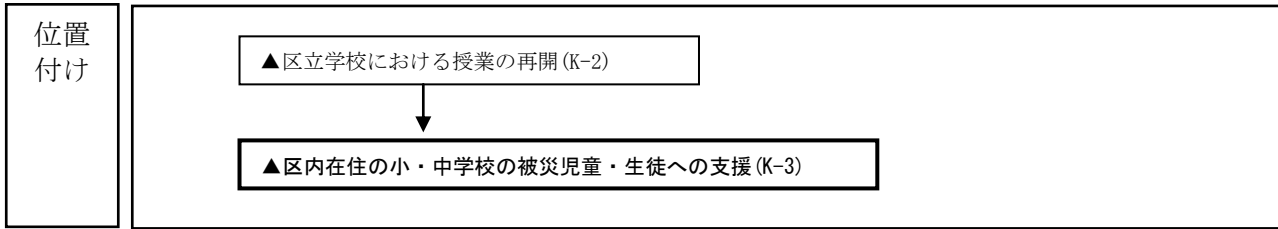
施設名	電 話	所在地
第一中学校	3 8 1 1 - 7 2 7 1	小石川 5 - 8 - 9
第三中学校	3 8 1 4 - 2 5 4 4	春日 1 - 9 - 3 1
第六中学校	3 8 1 4 - 6 6 6 6	向丘 1 - 2 - 1 5 (平成 27 年 3 月まで) 向丘 1 - 2 - 2 (平成 27 年 4 月から)
第八中学校	3 8 2 1 - 7 1 2 8	千駄木 2 - 1 9 - 2 2
第九中学校	3 8 2 1 - 7 1 7 8	本駒込 3 - 2 8 - 9
第十中学校	3 9 4 4 - 0 3 7 1	千石 2 - 4 0 - 7
文林中学校	3 8 2 7 - 7 6 7 1	千駄木 5 - 2 5 - 1 0
茗台中学校	3 8 1 1 - 2 9 6 9	春日 2 - 9 - 5
本郷台中学校	3 8 1 1 - 2 5 7 1	本郷 2 - 3 8 - 2 3
音羽中学校	3 9 4 7 - 2 7 7 1	大塚 1 - 9 - 2 4

区立幼稚園一覧表 (▶K-2b)

施設名	電 話	所在地
第一幼稚園	3 8 1 1 - 0 0 7 2	西片 2 - 1 7 - 6
柳町幼稚園	3 8 1 1 - 0 9 7 8	小石川 1 - 2 3 - 6
明化幼稚園	3 9 4 6 - 1 7 0 6	千石 1 - 1 3 - 9
青柳幼稚園	3 9 4 7 - 4 9 8 9	大塚 5 - 4 0 - 1 8
根津幼稚園	3 8 2 8 - 8 7 0 3	根津 1 - 1 4 - 2
小日向台町幼稚園	3 9 4 7 - 0 5 8 1	小日向 2 - 2 - 2
本駒込幼稚園	3 8 2 8 - 3 2 0 0	本駒込 4 - 3 5 - 1 5
千駄木幼稚園	3 8 2 3 - 4 6 0 5	千駄木 5 - 4 3 - 3
後楽幼稚園	3 8 1 1 - 5 0 4 1	後楽 1 - 7 - 7
湯島幼稚園	3 8 1 4 - 9 2 4 3	本郷 3 - 1 0 - 1 8 (湯島総合センター内)

項目	区内在住の小・中学校の被災児童・生徒への支援	K-3
----	-------------------------------	------------

被災の影響が児童・生徒の生活基盤に及ぶ場合、学校生活を継続することが困難になることが予想される。このため、区内在住の小・中学校の児童・生徒に対して、学用品等の給与などの支援策を実施する。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)教科書等の学用品の給与	災害発生日から1か月以内 その他については15日以内	教育推進部 学務課 庶務課	①教科書等の学用品を必要とする被災児童・生徒数の調査を行う。正確な数の把握が困難な場合には、避難者数等から推測する。 ②災害等により住居に被害を受け、学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障の生じた小学校児童及び中学校生徒に対し、被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。 ③災害救助法が適用される場合には、無償給与となる（ただし、文房具等は法に定める額の範囲内）。この場合、基本的には都が一括して調達し、区が支給する。 <▶ K-3a> ④災害救助法が適用されない場合その他区長が認めた場合は、区において行う。 ⑤必要な教科書数の確保を特約供給所に依頼する。
(2)転校手続	被災後2週間以内	教育推進部 学務課	①被災による転入学について、可能な限り弾力的に取り扱う。 ②私立学校の児童・生徒の受入れについても、可能な限り弾力的に取り扱う。

留意 事項	
----------	--

事前 準備	<input type="checkbox"/> 災害救助法が適用されない場合には、区による無償給与を含め対応を検討する(庶務課、学務課)。
----------	--

学用品給与の対象、方法、限度額等 (▶K-3a)

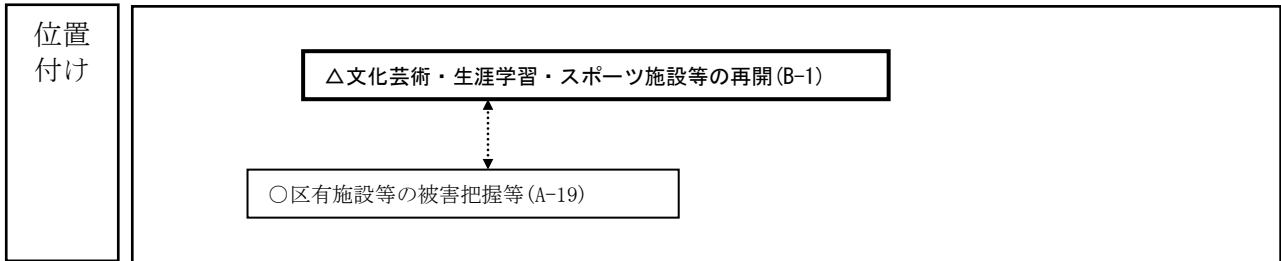
学用品給与の対象、方法、限度額等について、都の「災害救助法施行細則」の規定は以下のとおりである。

救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
<p>一 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中等部生徒を含む。以下同じ。)に対して行うものとする。</p> <p>二 学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>(一) 教科書</p> <p>(二) 文房具</p> <p>(三) 通学用品</p>	<p>学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>一 教科書代 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費</p> <p>二 文房具及び通学用品 小学校児童一人につき四千四百円 中学校生徒一人につき四千四百円</p>	<p>学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については、十五日以内とする。</p>

(出典)「災害救助法施行細則」(平成16年東京都規則第204号)。

項目	文化芸術・生涯学習・スポーツ施設等の再開	B-1
----	-----------------------------	-----

文化芸術・生涯学習・スポーツの分野は、直接、生命や衣食住にかかわるものではないため、対策がある程度後回しになるのはやむを得ない面もあるが、復旧・復興期における被災生活の潤い・憩い、又は復興に立ち向かう人々の活力の源にもなるものであり、なるべく早期に区立施設の再建を行うとともに、私立施設の再建支援を行う必要がある。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)被災状況の把握	被災直後～	アカデミー推進部 施設管理部 教育推進部	①各文化芸術・生涯学習・スポーツ施設等の被災状況を調査する。
(2)区有施設の再建計画の策定	被災後1週間～3か月以内	アカデミー推進部 施設管理部 教育推進部	①施設の被害程度に応じて、施設の復旧方法や優先順位を判断する。指定管理施設については、指定管理者と協議する。 【A-19】〈▶B-1a〉 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の被害が軽微な場合には、早期改修を計画する。 ・施設の被害が甚大な場合には、スケジュール等を含めた再建計画を策定する。 ②財源の確保については、被害の程度に応じ、激甚災害法の適用を含め、助成を国、都に要請し、必要な協議を行う。
(3)再建の実施	被災後3か月～	アカデミー推進部 施設管理部 教育推進部	①軽微な改修については、被害程度の確定作業等の終了後、直ちに契約手続を行い、早期に工事を実施する。 ②発注方式及び契約事務については、簡略化を図る。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・文京スポーツセンター、文京総合体育館は物資集積場に指定されているため、早期に施設の被害程度を把握する必要がある。 ・江戸川橋体育館、教育センターは、避難所に指定されているため、早期に施設の被害程度を把握する必要がある（教育センターは平成27年4月から避難所指定）。
------	--

事前準備	□復興基金による私立の文化芸術・生涯学習・スポーツ施設等の再建支援について検討する（アカデミー推進課）。
------	--

区有文化芸術・生涯学習・スポーツ施設等一覧表 (▶B-1a)

(1) 図書館

施設名	電 話	所在地
真砂中央図書館(平成27年6月から翌年6月まで休館)	3815-6801	本郷4-8-15
本郷図書館	3828-2070	千駄木3-2-6
小石川図書館	3814-6745	小石川5-9-20
本駒込図書館	3828-4117	本駒込4-35-15
水道端図書館	3945-1621	水道2-16-14
目白台図書館	3943-5641	関口3-17-9
千石図書館	3946-7748	千石1-25-3
湯島図書館	3814-9242	本郷3-10-18 (湯島総合センター4階)
根津図書室	3824-2608	根津2-20-7 (不忍通りふれあい館2階)
大塚公園みどりの図書室	3945-0734	大塚4-49-2 (大塚公園内)
天神図書室(平成27年3月で閉鎖)	3837-1003	湯島3-20-7 (エミナンス湯島1階)

(2) 生涯学習施設

施設名	電 話	所在地
アカデミー向丘	3813-7801	向丘2-5-7
アカデミー湯島	3811-0741	湯島2-28-14
アカデミー音羽	5976-1290	大塚5-40-15
アカデミー千石	3946-4430	千石1-25-3
アカデミー茗台	3817-8306	春日2-9-5
ふるさと歴史館	3818-7221	本郷4-9-29
アカデミー文京	5803-1100	シビックセンター地下1階
森鷗外記念館	3824-5511	千駄木1-23-4

(3) 教育施設

施設名	電 話	所在地
教育センター	5800-2591	春日1-9-21 (平成27年3月まで) 湯島4-7-13 (平成27年4月から)
八ヶ岳高原学園	0267-98-2449	長野県南佐久郡南牧村大字野辺山字喜峯ヶ丘 19-1

(4) スポーツ施設

施設名	電 話	所在地
スポーツセンター	3944-2271	大塚3-29-2
総合体育館	3814-4271	本郷7-1-2
江戸川橋体育館	3945-4008	小日向1-7-4
竹早テニスコート	3814-0427	小石川5-9-1
小石川運動場	3811-4507	後楽1-8-23
六義公園運動場	3947-4438	本駒込6-16-10
目白台運動場	3941-6153	目白台1-20-2
後楽公園少年野球場	3811-4507	後楽1-6-25

項目	文化財の復旧支援	B-2
----	-----------------	------------

震災時には、区指定文化財を始めとして、多くの文化財に被害を生じるおそれがある。そして、被災後に放置されれば、損傷や劣化が拡大し、進行することが懸念される。このため、被災した文化財を緊急に点検し、保全し、貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止する必要がある。また、文化財は国民的財産であり、貴重な観光資源となっている場合も多いことから、速やかな復旧を図る必要がある。

位置 付け	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">□文化財の復旧支援 (B-2)</div>
----------	--

具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)区指定文化財等の被害状況調査	被災直後～1週間	教育推進部 庶務課	①文化財担当職員、文化財調査員等が中心となり、文化財保護審議会委員の指導・助言等を得ながら、文化財の被害状況を調査し、把握する。〈▶B-2a〉 ②被害状況を集約して都教育庁に報告する。
(2)復旧計画の作成	被災後3か月以内	教育推進部 庶務課	①指定文化財の復旧を進めるに当たり、スケジュールを含めた復旧計画を策定する。 ②復旧計画を策定する際には、都の「総合的・長期的な文化施策の展開」等との整合性を図る。〈▶B-2b〉

留意事項	
------	--

事前準備	<input type="checkbox"/> 都に対して被害状況調査協力の依頼について検討する（庶務課）。 <input type="checkbox"/> 文化財に対する助成の考え方について検討する（庶務課）。
------	---

区指定文化財一覧表 (▶B-2a)

文京区は、全国的にみても歴史的文化遺産が数多く残されている有数のまちである。区では、都内の他自治体に先駆け、昭和48年に「文京区文化財保護条例」を制定した。また、同条例の制定に伴い、昭和49年からは、国や都指定文化財以外に区独自の制度として、区指定文化財の指定を行い、その保護・保存に努めている。

指定できる文化財の種類は次のとおりであり（同条例第4条）、現在80件の指定を行っている（平成26年3月1日現在）。

1. 文京区指定有形文化財
2. 文京区指定無形文化財
3. 文京区指定有形民俗文化財
4. 文京区指定無形民俗文化財
5. 文京区指定史跡
6. 文京区指定名勝
7. 文京区指定天然記念物

上記の有形文化財（57件）のうち、建造物は下表のとおり10件である。

表 文京区指定有形文化財 建造物の部

件数	指定年月日	名 称	所 在 地	所有者(管理者)
1	S49.11.1	日本女子大学・成瀬記念講堂 1棟	目白台2-8-1	日本女子大学
2	S49.11.1	吉祥寺経蔵 1棟	本駒込3-19-17	吉祥寺
3	S50.11.1	護国寺大師堂 1棟	大塚5-40-1	護国寺
4	S50.11.1	護国寺薬師堂 1棟	大塚5-40-1	護国寺
5	S51.11.1	護国寺惣門 1棟	大塚5-40-1	護国寺
6	S51.11.1	護国寺鐘楼（付梵鐘） 1棟	大塚5-40-1	護国寺
7	S52.11.1	講安寺本堂および庫裏(付・文書2)各1棟	湯島4-12-13	講安寺
8	S55.11.1	西教寺表門(朱殿門) 1棟	向丘2-1-10	西教寺
9	S57.11.1	護国寺仁王門 1棟	大塚5-40-1	護国寺
10	H19.10.1	旧成瀬仁蔵住宅（日本女子大学成瀬記念分館）1棟付家具14点	目白台2-8-1	日本女子大学

文化財の復旧支援制度（例）〈▶B-2b〉

文化財の復旧支援制度について、阪神・淡路大震災で神戸市において実施された対策は以下のとおりである。

阪神・淡路大震災では、神戸市内の国指定・県指定・市指定文化財のうち有形の文化財 249 件のなかで 94 件が被災した。このうち、建造物関係は 80 棟と全体の 85%を占めている。

こうした文化財の震災復旧工事に関して、次のような震災特例措置が講じられた。

①国庫補助制度の拡充

国指定文化財については、従来の国庫補助率 50%が 70%～85%に、伝統的建造物についても 50%が 70%に引き上げられた。

②阪神・淡路大震災復興基金による助成

指定文化財については、国・県・市からの補助金を除いた所有者負担の 2 分の 1 が助成された。また、未指定の文化財についても一定の修理助成が行われた。

③モーターボート特別競争収益金を活用した支援

市内の観光地の他、北野町・山本通地区周辺の公的支援を受けていない建造物等の修理に対して助成が行われた。

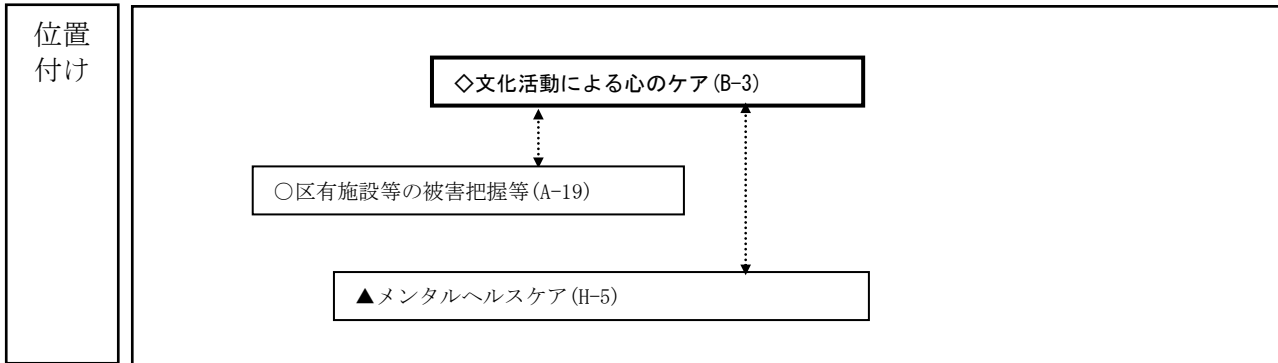
④（財）文化財保護振興財団による助成

主に、文化財としての指定を受けていない美術工芸品等の修理に対して助成が行われた。

（出典）神戸市「阪神・淡路大震災 神戸復興誌」平成 12 年 1 月 17 日。

項目	文化活動による心のケア	B-3
----	--------------------	------------

被災によって精神的ストレスやダメージをこうむる被災者は少なくない。そうした被災者の心のケアを目的とする音楽、演劇等の文化活動「心のケア・プロジェクト」を積極的に奨励し、支援する。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1) 「心のケア・プロジェクト」への支援方法の検討	被災後 1週間～	アカデミー推進部アカデミー推進課	① 「心のケア・プロジェクト」を実施する文化団体への支援方法を検討する。〈▶B-3a〉
(2) 文化団体への広報・協力要請	被災後 1週間～	アカデミー推進部アカデミー推進課	① 区内音楽学校や劇団等の文化団体に対して、「心のケア・プロジェクト」への支援方法を宣伝し、協力を要請する。
(3) 「心のケア・プロジェクト」の開催	被災後 1か月～	アカデミー推進部アカデミー推進課	① 文化団体と協力して「心のケア・プロジェクト」を開催する。 ② 文化団体に対する支援を実施する。

留意事項	
------	--

事前準備	□ 「心のケア・プロジェクト」の実施イメージを検討する（アカデミー推進課）。
------	--

「心のケア・プロジェクト」の実施イメージ（例）〈▶B-3a〉

「心のケア・プロジェクト」について、阪神・淡路大震災で神戸市において実施された取組は以下のとおりである。

1. 神戸市民文化振興財団の文化事業

神戸市民文化振興財団の文化事業部は、震災関連業務や市民生活が落ち着き始めた平成7年度後半頃から、文化事業を再開し始めた。例えば、「市民文化振興事業」（神戸市吹奏楽祭、母親コーラスの集い、STUDENT JAZZ FESTIVAL 等）や「芸術文化鑑賞事業」（KOBE ジャズストリート、KOBE フレッシュコンサート、神劇まわり舞台等）、「神戸フィルハーモニック」の演奏会等を開催した。

このほか、同財団は、被災市民の心を癒し、励ますための慰問活動やチャリティ公演等を積極的に後援した。例えば、内外の文化・芸術団体等からの受け入れ先の調整、会場の紹介、入場者の募集等の対応を行った。こうした被災者慰問活動は、平成2年から10年度までの間に延べ70回（入場者延べ32,519人）に上った。

2. 市民による文化活動

地元活動団体のうち長期にわたり実施された特徴的な活動として「アート・エイド・神戸」と「リ・アンサンブル」がある。

「アート・エイド・神戸」は、神戸文化を自らの手で守り、芸術家自身も新しい神戸文化の再生・創造のために結集するという理念のもと美術・音楽・演劇・文学などを通じて人々に勇気と慰めを与え、作品の販売や発表活動による収益を復興に役立てようとする運動で、被災芸術家への緊急支援、美術・音楽など創作発表活動に対する助成、震災記録発表への支援など幅広い活動を展開、現在もその活動が続けられている。

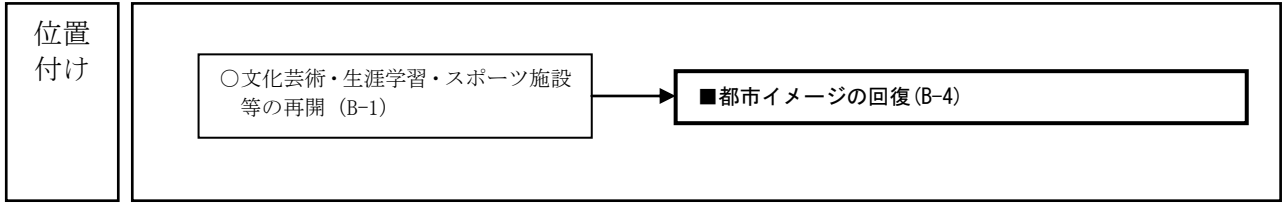
「リ・アンサンブル」は、「被災地に音楽を、被災した音楽家に仕事を」を目的にフリーの演奏家で結成、出資金を募ってこれを出演料に充てて向こう3年間慰問演奏を続けるもので平成10年まで約80回の活動が行われた。

このほか、文化振興の拠点となる民間施設などが次々と再開されるとともに、様々なチャリティ公演をはじめ文化事業が開催されるなどソフト・ハード面で神戸の文化振興をめざす取り組みが行われ、振興財団でもできるだけその情報の収集を行い、「KOBE C 情報」（文化情報）などを通じ積極的に紹介に努めた。

（出典）神戸市「阪神・淡路大震災 神戸復興誌」平成12年1月17日。

項目	都市イメージの回復	B-4
----	------------------	------------

観光関連産業の復旧を促進し、業界全体の復興機運を盛り上げるために、都市イメージを回復するための情報発信に積極的に取り組む。また、観光客を誘致するための観光イベント開催の企画を行う。



具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)都市イメージ回復のための情報発信	被災後 1 か月～	アカデミー推進部アカデミー推進課	①被災地域というイメージや観光自粛のムードを払拭するため、区の観光ウェブサイトや関係諸団体との協力を通じて、国内外に対して積極的な情報発信を行い、観光客の誘致を図る。
(2)観光復興イベントの検討	被災後 1 ヶ月～	アカデミー推進部アカデミー推進課	①市民生活が安定してくる時期を見計らって、区の観光資源を生かした観光復興イベントの開催を検討する。

留意事項	・情報発信、イベントの開催に際しては、経済課、文京区観光協会等観光関連団体との連携を図る（アカデミー推進課）。
------	---

事前準備	
------	--

項目	町会・自治会のコミュニティ活動の支援	C-1
----	---------------------------	------------

被災により、弱体化したコミュニティ組織の活性化のため、その活動への支援を実施する。また、被災により住民構成等に大幅な変化が生じた地域においては、町会・自治会の再編成等も含めた地域コミュニティの再構築が必要になるものと考えられる。応急仮設住宅についても、有効なコミュニティ活動が展開されるよう、自治会の組織化などへの支援を行う。

位置 付け	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ○町会・自治会コミュニティ活動の支援(C-1) </div>
----------	--

具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)町会・自治会要望調査	被災直後～	区民部区民課	①町会・自治会の状況について、調査を行う。
(2)コミュニティ活動支援内容の検討	被災後1週間～	区民部区民課	①被害状況、要望内容を踏まえ、町会・自治会への支援内容、相談体制等を検討する。
(3)支援の実施	被災後1か月程度～	区民部区民課	①決定した支援内容に基づき、町会・自治会への支援を行う。

留意事項	
------	--

事前準備	
------	--

項目	地域復興協議会への支援	C-2
----	--------------------	------------

被災地域の復興には、住民自身が主体的に参画し、地域力を活かして復興に取り組むことが重要であり、区では、こうした地域組織を「地域復興協議会」と呼び、その立ち上げを促し、その活動に対して様々な支援策を検討する。これによって、震災復興総合計画の策定等に対する住民意見の反映が円滑になることが期待される。

位置 付け	◇地域復興協議会への支援(C-2)
----------	-------------------

具体的行動名	実施時期	所管部課	行動の手順
(1)地域住民組織活動状況調査の実施	被災後 1 週間～	総務部防災課 都市計画部 都市計画課	①被災後の地域住民組織の応急対応や復興への取組状況についての調査を行う。
(2)地域復興協議会活動への支援策の検討	被災後 1 週間～	防災課 都市計画課	①地域復興協議会活動への支援策、相談体制等を検討する。
(3)地域復興協議会の周知	被災後 1 週間～	防災課 都市計画課	①地域復興協議会の考え方や制度、活動への支援策について区民に周知する。
(4)地域復興協議会の認証	被災後 1 週間～	防災課 都市計画課	①区長は、「地域協働復興推進条例」(仮称)に基づき、必要な要件を満たす地域住民組織を地域復興協議会として認証する。
(5)支援の実施	被災後 1 か月～	防災課 都市計画課	①決定した支援内容に基づき、地域復興協議会への支援を行う。

留意 事項	・「地域復興協議会」方式に基づく、行政と住民の協働のまちづくりを推進する(防災課、都市計画課)。〈▶ C-2a〉
----------	--

事前 準備	<input type="checkbox"/> 区内に現存する地域住民組織(町会、自治会、まちづくり協議会等)の概要を整理する(防災課、都市計画課)。 <input type="checkbox"/> 地域住民組織の育成・活用を図るため、「地域協働復興推進条例」(仮称)の策定、「復興模擬訓練」の実施、活動に対する支援策を検討する(防災課、都市計画課)。〈▶ C-2b〉 <input type="checkbox"/> 〈▶ C-2c〉
----------	--

1. 地域復興協議会への支援 (例) <▶C-2a>

地域復興協議会に関する東京都の考え方は、以下のとおりである。

(1) 「地域復興協議会」

「地域復興協議会」とは、被災地域の復興について住民自身が主体的に参画し、地域力を活かして復興に取り組む母体となる組織のことをいう。

具体的には、次のような活動が期待される。

- ① 地域の課題の解決に向け、地域の実情に応じた復興計画づくりに取り組む。
- ② 建物の建て方や地域環境保全に関するルールづくりや協定締結の活動に取り組む。
- ③ 地域の課題にきめ細かく対応するための事業や施設の管理・運営に取り組む。
- ④ 地域の課題に対し、コミュニティビジネス^(*)の手法で解決を図る。

(*) 地域が抱える課題を住民が主体となってビジネスの手法を用いて解決し、その活動の利益をコミュニティの再生を通じて地域に還元する事業のこと。

区市町村は、被災地域の住民に対して地域復興協議会の立ち上げを促し、その活動に対して様々な支援策を講じることにより、自助・共助と公助のバランスのとれた地域復興を推進する (右図)。

(2) 「地域復興協議会」の活動を支援する仕組みの整備

地域復興協議会の活動が円滑に行われるためには、できるだけ避難生活期の段階から、専門家や行政職員等の派遣、情報提供・相談体制の充実など、きめの細かい対応を地域レベルで行うことが重要である。

このため、区市町村は、下図のとおり、都及び関連団体等との連携を図りながら地域復興協議会の活動支援の仕組みを検討することが期待される。

- ・ 専門家派遣制度、情報提供・相談体制の充実
- ・ 民間団体や専門職能団体等との支援協定の締結

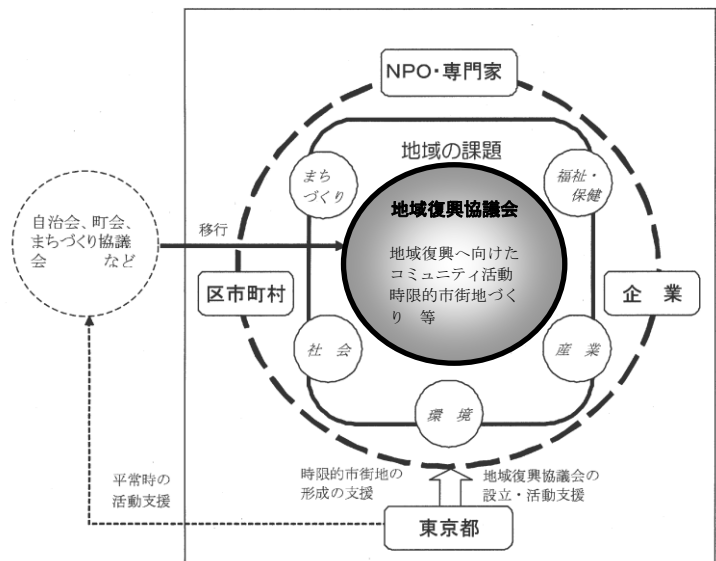


図 「地域復興協議会」への支援イメージ

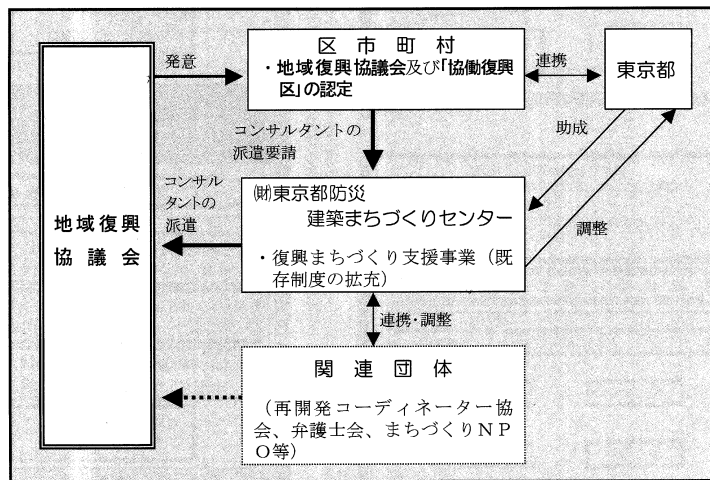
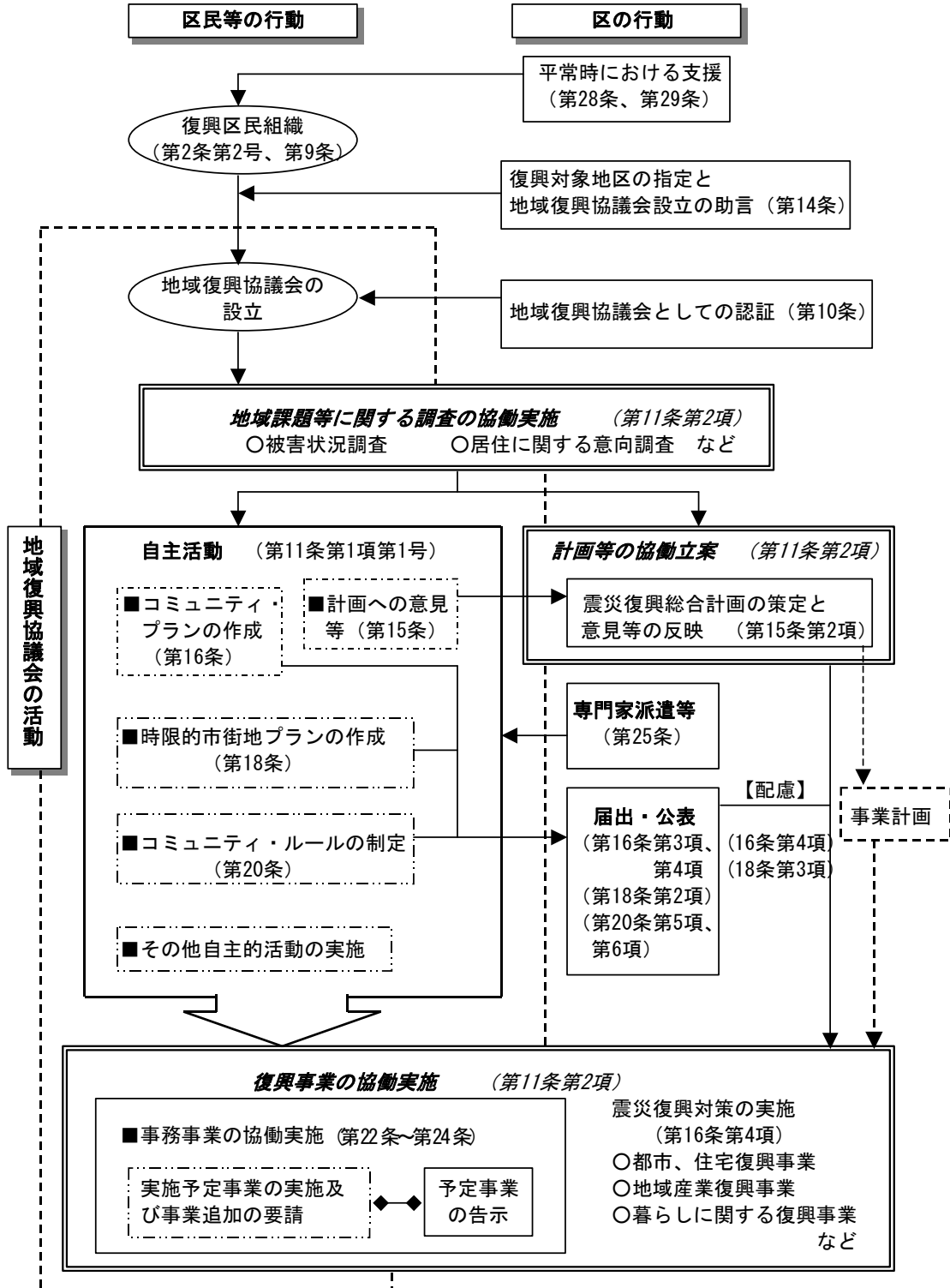


図 地域復興協議会の活動支援の仕組み

(出典) 東京都「震災復興マニュアル 復興プロセス編」平成15年3月。

2. 地域協働復興推進条例の構成 (▶C-2b)

地域協働復興推進条例について、東京都が区市町村向けに設定した条例モデルの構成は以下のとおりである。



3. 地域協働復興推進条例（都のモデル条例）〈▶C-2c〉

〇〇区(市町村)における地域協働復興推進条例(仮称)

目次

第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	基本理念（第3条～第5条）
第3章	区（市町村）長等の責務（第6条～第9条）
第4章	地域協働復興
第1節	地域復興協議会（第10条～第14条）
第2節	自主活動（第15条～第21条）
第3節	区（市町村）長が実施する事務事業に関する活動（第22条～第24条）
第4節	地域復興協議会への支援等（第25条～第27条）
第5章	平常時における取組（第28条・第29条）
第6章	〇〇区（市町村）復興委員会（30条）
第7章	雑則（第31条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地震による災害（以下「震災」という。）に備えて、震災後の地域社会の復興に関し、基本理念並びに区（市町村）長、区（市町村）民、事業者及び復興区（市町村）民組織の責務を明らかにするとともに、地域協働復興に関する活動の促進その他の施策の基本的な事項を定めることにより、地域社会の復興に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の復興を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地域協働復興 震災後において、区（市町村）民（区（市町村）内の土地又は建物に関し権利を有する者を含む。以下同じ。）が相互に協力し、事業者、ボランティア及び区（市町村）長その他の行政機関との協働により、自主的に地域社会の復興を進めることをいう。
- 二 復興区（市町村）民組織 地域協働復興に関する活動を行う組織をいう。

第2章 基本理念

（地域社会の復興に関する役割分担）

第3条 地域社会の復興は、震災により被害を受けた区（市町村）民及び事業者（以下「区（市町村）民等」という。）の自助及び共助の精神に基づく活動及び速やかな地域社会の復興が可能となるための適切な公的支援により実現されなければならない。

（総合的課題への対応）

第4条 地域社会の復興は、地域社会の復興に係る福祉、環境、産業、まちづくり等の課題が総合的かつ計画的に解決されるよう実施されなければならない。

（地域の自主的な復興活動）

第5条 すべての区（市町村）民等は、地域社会の復興に当たっては、自主的な活動の下、地域の自然、歴史、文化等を生かした、豊かで活力に満ちた地域社会を実現するよう努めなければならない。

第3章 区（市町村）長等の責務

（区（市町村）長の責務）

第6条 区（市町村）長は、前章に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域社会の復興を図るため、あらゆる施策を通じて最大の努力を払わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、区（市町村）長は、地域社会の復興に当たっては、区（市町村）民等がその活動に参加するための条件を整備するとともに、復興区（市町村）民組織が基本理念を踏まえて行う地域協働復興に関する活動について必要な支援及び協力をを行うよう努めるものとする。

(区(市町村)民の責務)

第7条 区(市町村)民は、基本理念にのっとり、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの地域社会の復興に努めなければならない。

2 区(市町村)民は、復興区(市町村)民組織が基本理念を踏まえて行う地域協働復興に関する活動に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、区(市町村)長が実施する地域協働復興に関する施策及び復興区(市町村)民組織が基本理念を踏まえて行う地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災後の地域社会の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

(復興区(市町村)民組織の責務)

第9条 復興区(市町村)民組織は、基本理念にのっとり、地域協働復興に関する活動が、広く区(市町村)民等の理解の下に実施されるよう努めるものとする。

第4章 地域協働復興

第1節 地域復興協議会

(地域復興協議会の認証)

第10条 区(市町村)長は、地域協働復興を促進することにより地域社会の復興を効果的に推進するため、次に掲げる要件を満たす復興区(市町村)民組織を、地域復興協議会として認証することができる。

- 一 その活動を行う区域(以下「協働復興区」という。)を明示していること。
- 二 主たる構成員が協働復興区の区(市町村)民等であること。
- 三 協働復興区の区(市町村)民等の自主的参加の機会が保障されていること。
- 四 地域復興協議会の設立が協働復興区の区(市町村)民等の多数の支持を得ていると認められること。
- 五 名称、目的、事務所の所在地その他の〇〇区(市町村)規則(以下「規則」という。)で定める事項を記載した規約を定めていること。

2 復興区(市町村)民組織は、前項の規定による認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより区(市町村)長に申請しなければならない。

3 区(市町村)長は、第1項の規定による認証をしたときには、その旨を告示しなければならない。

(地域復興協議会の活動)

第11条 地域復興協議会は、次に掲げる活動を行う。

一 協働復興区において実施する次に掲げる活動(以下「自主活動」という。)

イ 第16条第1項に規定するコミュニティ・プランの作成等

ロ 第18条第1項に規定する時限的市街地プランの作成等

ハ 第20条第1項に規定するコミュニティ・ルールの制定等

ニ その他震災に伴う自主的な活動(次号に掲げる活動を除く。)

二 第22条第1項に規定する区長が実施する事務事業を協働により行う活動

2 区(市町村)長は、前項に規定する地域復興協議会の活動が円滑に行われるよう、協働復興区における事業の計画、調査、実施、評価等に関し、地域復興協議会との協働により行うよう努めるものとする。

(規約の変更)

第12条 地域復興協議会は、第10条第1項第5号に規定する規約を変更しようとするときは、規則で定めるところにより区(市町村)長の承認を受けなければならない。

2 第10条第3項の規定は、前項の規定による承認について準用する。

(認証の取り消し)

第13条 区(市町村)長は、地域復興協議会が、第10条第1項各号に掲げるいずれかの要件を欠いたときその他規則で定める要件に該当するときは、同項の規定による認証を取り消すことができる。

2 第10条第3項の規定は、前項の規定による取り消しについて準用する。

(復興対象地区における地域復興協議会設立に関する助言)

第14条 区(市町村)長は、〇〇区(市町村)市街地復興整備条例(〇年〇〇区(市町村)条例第〇号)第6条に規定する復興対象地区の指定をしたときは、当該復興対象地区の区(市町村)民等又は復興区(市町村)民組織に対し、地域復興協議会の設立、地域復興協議会への参加その他必要と認める事項について助言することができる。

第2節 自主活動

(震災復興総合計画の策定等に関する意見)

第15条 地域復興協議会は、震災復興総合計画(〇〇区(市町村)震災対策条例(〇年〇〇区(市町村)条例第〇号)第〇条に規定する〇〇計画をいう。以下同じ。)の策定及び改定に関し意見を述べることができる。

2 区(市町村)長は、震災復興総合計画の策定及び改定に当たっては、地域復興協議会の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(コミュニティ・プラン)

第16条 地域復興協議会は、協働復興区内の復興を総合的かつ計画的に推進するため、法令又は条例に別の定めがあるものを除くほか、当該協働復興区内の震災復興に関する総合的な計画(以下「コミュニティ・プラン」という。)を作成するものとする。

2 地域復興協議会は、コミュニティ・プランを作成するに当たっては、震災復興総合計画の内容を尊重しなければならない。

3 地域復興協議会は、コミュニティ・プランを作成したときは、規則で定めるところにより区(市町村)長に届け出ることができる。

4 区(市町村)長は、前項の規定による届出があった場合において、コミュニティ・プランが、協働復興区において区(市町村)民等による自主的な地域社会の復興を推進するために必要な要件を備えていると認めるときは、その旨を公表するとともに、当該コミュニティ・プランに配慮して、震災復興対策を推進するための施策の策定及び実施に努めるものとする。

(コミュニティ・プランの変更)

第17条 前条の規定は、コミュニティ・プランの内容を変更する場合について準用する。

(時限的市街地プラン)

第18条 地域復興協議会は、協働復興区内において地域の共同体を維持し、形成するとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の復興を実現するため必要があると認めるときは、時限的市街地(協働復興区内のき損建築物のうち利用可能な建築物、仮設建築物等により暫定的に形成される市街地をいう。以下同じ。)の形成に関する計画(以下「時限的市街地プラン」という。以下同じ。)を作成することができる。

2 地域復興協議会は、時限的市街地プランを作成したときは、規則で定めるところにより区(市町村)長に届け出なければならない。

3 区(市町村)長は、前項の規定による届出があった場合において、時限的市街地プランが、協働復興区において区(市町村)民等による自主的な地域社会の復興を推進するために必要な要件を備えていると認めるときは、当該時限的市街地プランに配慮して、時限的市街地づくりに関する計画を策定するものとする。

(時限的市街地プランの変更)

第19条 前条の規定は、時限的市街地プランの内容を変更する場合について準用する。

(コミュニティ・ルール)

第20条 地域復興協議会は、協働復興区内において個性豊かで活力に満ちた地域社会の復興を実現するため必要があると認めるときは、法令又は条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、地域協働復興により実施する環境整備、生活改善、地域安全等の活動に関する当該地域復興協議会の構成員相互間の取決め(以下「コミュニティ・ルール」という。)を定めることができる。

2 前項の規定によりコミュニティ・ルールを定めるときには、第10条第1項第5号に規定する規約で定めるところにより地域復興協議会の構成員の〇分の〇以上の議決をもって決しなければならない。この場合において、地域復興協議会は、その内容に反対する者に対し、規則で定めるところにより意見を述べる機会を与えなければならない。

3 コミュニティ・ルールは、協働復興区の復興状況等を考慮して、地域復興協議会の構成員相互間の利害の衡平が図られるように定められなければならない。

4 コミュニティ・ルールは、地域復興協議会の構成員以外の者の権利を害しないように定められなければならない。

5 地域復興協議会は、第1項の規定によりコミュニティ・ルールを定めたときは、規則で定めるところにより区(市町村)長に届け出なければならない。

6 区(市町村)長は、前項の規定による届出があったときには、規則で定めるところにより公表しなければならない。

7 区(市町村)長は、前項の規定による公表をしたときは、当該公表に係るコミュニティ・ルールの内容に配慮して、協働復興区の区(市町村)民等に対し、地域復興協議会が実施する活動への協力を求めるものとする。

(コミュニティ・ルールの変更又は廃止)

第21条 前条の規定は、コミュニティ・ルールの変更又は廃止について準用する。

第3節 区(市町村)長が実施する事務事業に関する活動

(事務事業の協働による実施)

第22条 区(市町村)長は、協働復興区における個性豊かで活力に満ちた地域社会の復興を促進するため必要があると認めるときは、当該協働復興区において区(市町村)長が実施する地域社会の復興に関する事務事業の一部を、地域復興協議会との協働により実施することができる。

2 前項の規定による実施は、区(市町村)長と地域復興協議会との間において、適切な役割分担の下に行われなければならない。

(実施予定事業)

第23条 区(市町村)長は、前条1項の規定により地域復興協議会と協働して実施しようとする事務事業(以下「実施予定事業」という。)を、あらかじめ定めておかななければならない。

2 区(市町村)長は、前項の規定により実施予定事業を定めたときは、その旨を告示しなければならない。

(地域復興協議会による求め)

第24条 地域復興協議会は、協働復興区における個性豊かで活力に満ちた地域社会の復興の促進のため必要があると認めるときは、区(市町村)長に対し、実施予定事業について、第22条第1項の規定による実施を求めることができる。

2 地域復興協議会は、実施予定事業以外の事務事業について、区(市町村)長との協働により実施することが協働復興区における個性豊かで活力に満ちた地域社会の復興の推進のため必要と認めるときは、区(市町村)長に対し、当該事務事業を実施予定事業に追加するよう求めることができる。

第4節 地域復興協議会への支援等

(地縁による団体等の活動機会の拡充)

第25条 区(市町村)長は、地域協働復興を促進するため、地域復興協議会に対し、情報の提供、専門家等の派遣その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 区(市役所)長は、地域復興協議会に対し、地域協働復興に要する経費の一部を助成することができる。

3 区(市町村)長は、地域復興協議会への支援に関する基準、内容、手続等については、第30条第1項の〇〇区(市町村)復興委員会の意見を聴くものとする。

(地縁による団体等の活動機会の拡充)

第26条 区(市町村)長は、地域復興協議会の円滑な活動を促進するため、震災後において地縁による団体、ボランティア及び事業者の地域社会の復興に関する活動の機会の拡充に努めるものとする。

(評価)

第27条 区(市町村)長は、地域社会の復興に関する活動の評価及びその効果の検証を行い、その成果を生かして適切な区(市町村)政運営が確保されるように努めなければならない。

第5章 平常時における取組

(地域づくり活動の推進等)

第28条 区(市町村)長は、地域協働復興が円滑に行われるよう、平常時から区(市町村)民等と協働して、防災まちづくり活動その他の地域づくり活動を推進するとともに、復興区(市町村)民組織の育成に努めなければならない。

(平常時の支援)

第29条 区(市町村)長は、平常時における復興区(市町村)民組織の活動を促進するため、復興区(市町村)民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資器材の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 区(市町村)長は、平常時における復興区(市町村)民組織の活動を促進するため、ボランティア及び事業者の活動機会の拡充、中間支援組織(復興区(市町村)民組織その他の地域社会の復興に関する活動を行う団体等の運営又は活動に関し、連絡、助言又は援助を行う組織をいう。)の育成等復興区(市町村)民組織の活動を支援する者に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

第6章 ○○区（市町村）復興委員会

（○○区（市町村）復興委員会）

第30条 この条例の規定により定められた事項及び区（市町村）長の諮問する復興に関する重要事項を調査審議させるため、区（市町村）長の附属機関として○○区（市町村）復興委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、前項に規定する事項に関し、区（市町村）長に意見を述べることができる。
- 3 委員会は、委員○○人以内をもって組織する。
- 4 委員は、学識経験者、区（市町村）民等その他区（市町村）長が適当と認める者のうちから、区（市町村）長が任命する。
- 5 委員の任期は○年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 6 委員は非常勤とする。
- 7 前各号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

（委任）

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、○年○月○日から施行する。